

原則禁止も「抜け道」

国会議員が地方議員を公設秘書にしていたケースが、与野党で相次いで判明した。国会議員秘書給与法は秘書の兼職を原則禁じているが、議員が「支障がない」と認め、議員に届け出れば可能となる「抜け道」があるため、骨抜きに。だが、地方議員の報酬と国会議員秘書の給付はいずれも公費が財源だ。有権者の厳しい目が向かっている。

罰則なし

問題が表面化したのは、日本維新の会の池下卓衆院議員（大阪10区）が2021年の衆院選後、地元市議だった2人を公設秘書にしていたと報道されたのがきっかけ。池下氏は秘書の兼職先や報酬額などを記載する「兼職届」も提出しておらず、藤田文武幹事長が口頭で注意した。維新ではその後、掘井健智衆院議員



秘書給与詐取事件を受けて、禁止を明記
例外規定として記載
→
議員の兼職の規制の問題
提出しなくとも罰則はない
国会内でしか計算できない。
最新の届け出内容以外
(過去分)は公開義務なし
議員（岡山1区）と松本尚防衛政務官（衆院千葉13区）、立憲民主党でも福田昭夫衆院議員（栃木2区）が、それぞれ届け出た上で

- 国会議員秘書給与法（抜粋）
 - 第21条の2 議員秘書は、他の職務に從事し、又は事業を営んではならない
 - 2 国会議員が議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めて許可したときは、議員秘書は、他の職務に從事し、又は事業を営むことができる
 - 3 議員秘書は、前項の許可を受けた場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、その旨並びに当該兼職に係る企業、団体等の名称、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を、当該国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない（後略）
 - 4 前項前段の文書は、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する

国会議員の公設秘書の兼職を巡る規定

国会議員の公設秘書 国費から給与が支払われる秘書で、国家公務員特別職と位置付けられる。議員一人につき、政策担当一人を含む計3人を雇用できる。政策担当秘書の仕事は国会法に基づき「議員の政策立案・立法活動などをより専門的な立場から補佐するための研究調査、資料の収集分析並びに作成」と定められ、具体的には議員が決めた職務をこなす。議員の収入なども雇う「私設秘書」という職もある。

衆院選見据え 各党收拾に躍起

地方議員に秘書を兼職させていたことが分かった。兼職の原則禁止は、勤務実績のない秘書に給付が支払われていた事件を踏まえ、04年に議員立法で成立した改正秘書給与法に盛り込まれた。

ある衆院議員は「国会議員が兼職を認めて届け出れば、誰にも文句を言われない。地方議員を秘書にする」と、国政とのパイプが太くなつたと地元で歓迎される風潮さえある」と明かす。

現行法では兼職届を提出しないなくても罰則はない。今回の問題は、情報公開に際し与野党合意で決まった規定では、兼職届は国会内で閲覧できるが、写しの交付は不可。国会のウェブサイトでは公開されない。国政選挙のたびに廃棄され、議員任期中でも秘書の兼職が解かれた時点でも閲覧の対象外となる。

NPO法人「情報公開クリアリングハウス」の三木由希子理事長は「政治家は行政機関に厳しく情報公開を求めるのに、自らの情報公開は意図的に最小限にしている」と指摘。兼職が認められる範囲を明確にするなどの対応を求める。